

滋賀県議会議長 細江正人 様

決議第1号「日本政府に対する損害賠償請求訴訟に関する
韓国ソウル中央地方裁判所の判決を非難する決議」可決に
再び抗議する！

去る2月15日、滋賀県議会において、韓国のソウル中央地方裁判所で1月8日に下された判決を非難する決議が可決されたことに対し、私たちはすでに3月8日付で抗議し、質問状を送りました。それに対し、3月24日付で県議会事務局議事課名の回答書が届きました。私たちは質問を県議会の代表者である議長にしたのに、どうして回答が県議会事務局から来るのでしょうか。おかしいことではないでしょうか。さらに、その内容は空疎で、とても誠意をもって行われているとは言えないものであり、抗議いたします。

私たちは、重大な意味・内容を持つこの「決議」が2月定例会議の開会直後に、しかも呆れたことに「提案者説明・質疑・委員会付託を省略したい」と議長が提案され、反対の意見表明1件を聞くだけで実に安易に採決、可決されたことに、今でも大きな驚きと怒りを禁じ得ません。そのように取り扱った理由と経緯について、議会には明らかにする義務があると考え、議長にお尋ねしましたが、回答では何も具体的に述べられておられず、納得できるものではありません。

この「決議」の内容は、主権国家である韓国の司法と国家を激しく非難・侮辱しており、地方議会においても軽々しく提案・採択されるようなものではないことは言うまでもありません。もし提案されたら、議員一人ひとりが意見を述べて十分な討論を行う、またはそれを行うように働きかけて議員としての責任を果たすべきではなかったでしょうか。滋賀県には108の国・地域の33,076人の外国人が居住していますが、韓国・朝鮮籍の人は4番目に多く、4,322人です。(2020年12月31日現在) どの国にルーツがあっても、自分が今住んでいる自治体が自分の国をこのように非難・侮辱したら、どんな気持ちになるのでしょうか。滋賀県民である外国人に対するヘイトクライムを煽るようなことを県議会がすることは、決して許されることではありません。

また、この「決議」が日本軍「慰安婦」問題や国際法に関しての多くの誤った認識に基づいて作成されていることは、すでに書き送っています。回答によると、過去、本会議・委員会で「慰安婦」問題や国際法について審議したことがないということですが、そのような滋賀県議会がなぜ唐突にこのようなひどい内容の「決議」をあげな

ければならなかったのでしょうか。提案者からの説明もないままに多くの議員が賛成されましたが、これはあまりにも県民を愚弄する無責任な態度です。この恥ずべき「決議」とともに、滋賀県議会の大きな汚点として記憶されていくことでしょうか。さらにこの「決議」は、日本政府に断固たる措置を求めてもおり、私たちは断じてこの「決議」を認めるわけにはいきません。

再び言いますが、日本軍「慰安婦」問題は「現在も進行している女性の人権侵害問題」です。被害者はアジア・太平洋の広い国々・地域とオランダにいて、解決を求め続けています。日韓間だけの問題ではないのですから、仮に日韓間で解決しても、それで解決したとは言えない問題なのです。各国の被害者一人ひとりに受け入れてもらえる謝罪・賠償を実現する責任が日本政府にあり、国際社会も繰り返しその実行を求めています。滋賀県議会が非難して、「具体的かつ適切な措置を自らの責任で一刻も早く講ずることを強く求める」相手は、韓国政府ではなく日本政府であることを一日も早く理解されなければなりません。

日本軍「慰安婦」問題は、30年前から各国の多くの被害者一人ひとりが自分が受けた過酷な被害を勇気をもって語り、問題の存在・実態を明らかにしてきました。その証言はたくさんの本や映像に記録されています。これを機に、ぜひ彼女たちの声に耳を傾けてください。そして、そのようなことが二度と繰り返されないように、現在も絶えることがない性犯罪・性差別をなくすために、一緒にこの問題の解決に尽力されますよう、強く要望いたします。

2021年4月9日

日本軍「慰安婦」問題・関西ネットワーク

〒540-0038 大阪市中央区内淡路町 1-3-11

シティコープ上町 402 号

TEL 090(8365)0352